

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0331008号

平成20年3月31日

医政発 0329 第 36 号

平成 31 年 3 月 29 日

医政発 1225 第 17 号

令和 2 年 12 月 25 日

医政発 0331 第 17 号

令和 3 年 3 月 31 日

医政発 0331 第 15 号

令和 4 年 3 月 31 日

医政発 0330 第 8 号

令和 6 年 3 月 30 日

最終改正 医政発 0331 第 83 号

令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

社 会 医 療 法 人 の 認 定 に つ い て

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

1 役員親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 社団たる医療法人の社員親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 財団たる医療法人の評議員親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各評議員の配偶者及び三親等以内の親族

- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）

- (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上（(2)に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからへまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。
- (2) 2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第30条の4第2項第12号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。
 - ① 当該病院及び当該診療所の所在地のそれぞれの都道府県の医療計画において、当該病院及び当該診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。
 - ② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在すること。
 - ③ 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。
 - ※ 「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。
 - ④ 当該病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供につ

いて基幹的な役割を担っていること。

※ 「基幹的な役割を担う」とは、当該病院の病床数が当該診療所の病床数に比して10倍以上であり、かつ、患者がその状態に応じて、当該病院又は当該診療所の受診を容易に選択できる地理的環境にあるもの。

(3) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について（法第42条の2第1項第5号関係）

(1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）

(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の35の3第1項第1号関係）

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。
- ② 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

③ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の4第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

⑥ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を

与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の4第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

- イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産
- ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産
- ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産
- ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）
- ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）
- ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑧ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

- イ 株式
- ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権
- ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利
- ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利
- ヘ 外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑨ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

- ① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の100分の63を超えること。
- ② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業

務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。)を含む。)

- ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- ハ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- ホ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
- ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- (ロ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査

- (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - (ハ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - (ト) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - (チ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - (リ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。
- イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
- ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額
- ④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業

損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 解散時の残余財産の帰属先について（法第42条の2第1項第7号関係）

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - ハ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
 - ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
 - ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
 - ヘ 収支予算及び決算の決定又は変更
 - ト 重要な資産の処分
 - チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添2
- ② 社会医療法人の定款例 別添3

③ 社会医療法人の寄附行為例 別添 4

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人認定書 別添 5
- ② 社会医療法人認定取消書 別添 6

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年健政発第410号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の12参照）。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表

- ④ 損益計算書
- ⑤ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- ⑥ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑦ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
 - イ 純資産変動計算書
 - ロ キャッシュ・フロー計算書
 - ハ 附属明細表
- ⑧ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
 - イ 純資産変動計算書
 - ロ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑧までに掲げる書類
- ② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑧までに掲げる書類
- ② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）
- ② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人が法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準（以下「救急医療等確保事業基準」という。）を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、所管の社会医療法人について救急医療等確保事業基準を満たすことができないおそれがないか適宜確認するとともに、そのようなおそれのある社会医療法人が判明した場合には、当該社会医療法人に対して事業の改善を指示すること。

また、社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができること。都道府県知事が猶予を与えるかどうかの判断を行うに当たっては、改善計画書など必要な資料を提出させた上で行うこと。

都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合としては、

- ・ 救急医療等確保事業に係る医師が一時的に確保できず、同事業に係る実績が低くなったものの、別の医師の確保が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ 救急医療等確保事業に係る施設が破損したため、同事業に係る実績が低くなったものの、当該施設の修繕等が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ へき地医療に関して、災害等によってへき地診療所が一時的に閉鎖したものの、近いうちに再開し、これによって、実績が回復する見込みがある場合

など多様なケースが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

この猶予については、必要に応じて再度与えることが可能であるが、その際には、事業の改善の実現性等について慎重に審査した上で行き、安易に繰り返し与えることのないようにすること。

なお、上記の確認又は猶予中に、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件を欠くに至った場合で、その至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該社会医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであり、かつ、猶予を与えても改善の可能性が見込めないときには、当該社会医療法人に6の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請を行うよう促すこととし、社会医療法人の認定については、その取消し手続きを開始すること。

(3) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(6) (5)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち次に掲げる事項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

① 社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであること。

※ 天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由としては、例えば、
イ 自然災害、事件、事故により施設が著しく破損したこと

ロ 地域の人口の著しい減少により医療従事者の確保が困難となっており、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況、当該医療従事者の待遇が不十分である等の状況があれば認めない。）

ハ 道路整備等交通網の変化による他の病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

ニ 近隣の救急病院等の開設により当該病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）
などが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

② 法第42条の2第1項各号（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① 認定申請書 別添7

② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記様式第1の3）

※ 実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第8号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③ 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類

④ 当該医療法人の定款又は寄附行為の写し

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書 別添9）。認定に当たっては、必要に応じて、厚生労働省に相談することとし、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。なお、各事項は実地検査により確認を行うこととし、特に、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備については、その実施する救急医療等の内容に照らして適切なものであること及びその整備に係る支出の積算根拠となる資料等が適切なものである

ことについて確認を行うこと。

- ① 当該医療法人が、法第42条の2第1項各号（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当すること。
- ② 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。
- ③ 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。
- ④ その実施期間が12年を超えないものであること。ただし、当該医療法人の開設する救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏におけるその救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合は、18年を超えないものであること。

※1 (4)の収益業務は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、その認定日前は行うことができないことに留意すること。

※2 社会医療法人の認定を取り消された場合に法人税の課税対象となる累積所得金額（法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額をいう。7(6)及び(8)において同じ。）から、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置（7(8)において「税制上の措置」という。）は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、適用できないことに留意すること。

(4) 実施計画の認定を受けた医療法人は、法第42条の2第1項及び第3項の規定の例により収益業務を行うことができること。

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

- ① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の4）
- ② 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

(6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後3月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。

- ① 実施計画の認定が取り消された日の属する会計年度 当該取り消された日
- ② 実施計画に記載された実施期間が終了したこと又は社会医療法人の認定を受

けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度 当該効力を失った日

- (7) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人から(5)の①の実施計画の実施状況報告書が提出された場合には、当該実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務並びに当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備の実施状況について、毎会計年度提出された書類を審査し、併せて実地検査により確認を行うこと。当該実地検査により、当該施設及び設備の整備に係る支出を確認したときは、当該医療法人に対してその旨を証する書類（施設及び設備の整備に係る支出確認書 別添11）を交付すること。
- (8) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、その変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書 別添12）にその変更後の実施計画を添えて、都道府県知事に提出し、その認定を受けなければならないこと。ただし、当初の実施期間からの1年以内の変更については、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることであること。
- (9) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第5条の5の6第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第5条の5の6第1項の規定により実施計画の認定を取り消し（実施計画認定取消書 別添13）、収益業務の全部の停止を命ずること。取消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。
- (10) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、当該実施計画の認定は、当該社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。
- (11) 実施計画の認定を受けている医療法人が他の医療法人と合併をする場合には、次の事項に留意すること。
- ① 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行う場合には、当該医療法人は合併の認可を申請する際、その旨を明示するとともに、法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる事項に該当するものであることを証する書類を提出すること。この場合において、都道府県知事は（3）に準じて審査を行うこと。
 - ② 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行わない場合又は

令第5条の5の6第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は実施計画の認定を取り消すこと。

(12) 実施計画の認定を受けている医療法人（当該医療法人と合併する医療法人を含む。）は、その認定が効力を有する期間内において分割することはできないこと。

7 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑦のホ）について

① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。

② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があつた場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑦のへ）について

① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。

② 当該資金の額が合理的に算定されていること。

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 ○○事業積立金（積立金に掲記）

④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があつた場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項又は法第42条の3第2項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

- ② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であつて、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人又は実施計画の認定を受けた医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

- ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。
- イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定による税率が適用されること。
 - ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。
 - ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。
- ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。
- ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。
- ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の累積所得金額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日の属する会計年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。
- ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法

人となること。

チ 社会医療法人が取得する直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る不動産取得税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項第8号の2の規定により非課税となること。

リ 社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税については、地方税法第348条第2項第11号の5の規定により非課税となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局及び当該社会医療法人が開設する救急医療等確保事業に係る業務を行っている又は行っていた病院又は診療所の所在地の市区町村に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由

して、国税庁長官に提出するものとする。

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができる。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表14(8)）を記載すること。
- ② 税制上の措置の適用を受けた場合には、実施計画に係る認定の効力が有する期間内に取得をした救急医療等確保事業用資産の税制上の取得価額は、累積所得金額から控除された金額を上限として順次減額されることとなり、税務と会計で救急医療等確保事業用資産の帳簿価額及び減価償却費として計上される金額等については異なることとなるため、適切に管理すること。
- ③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条、第68条の99）の適用を受けることはできないこと。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	本来業務に係る費用 の額	全ての業務に係る費用 の額	割 合 ①/②
	円	円	/
合 計	①	②	%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			③	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療			⑤	⑮
	労災保険診療			⑥	⑯
	健康診査			⑦	⑰
	予防接種			⑧	⑱
	助産			⑨	⑲
	介護事業			⑩	⑳
	障害福祉事業			⑪	㉑
	補助金等			⑫	㉒
	その他			⑬	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口(2)）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	㉓ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉓と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口(3)）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	㉔ 円

(記載上の注意事項)

- ㉒が㉔と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口(4)）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉕ 件	㉖ 円
分娩件数 (㉕) × 50万円		㉗ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉖又は㉗の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(5)）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

- ㉘が㉙と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(6)）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉚ 円

(記載上の注意事項)

- ㉚が㉛と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	⑩ 円

（記載上の注意事項）

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ⑫が⑩と一致すること。

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

11 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合計	⑪	⑫	%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る収入金額の合計⑪が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (3) 本来業務に係る費用の額の合計⑫が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

【改正後全文】
医政発第1009008号
平成15年10月9日
医政発0329第36号
平成31年3月29日
最終改正 医政発0331第83号
令和7年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成15年4月1日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。

(1) 厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハマまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 経理に関する基準

租税特別措置法施行規則第22条の15第1項で定めるところにより法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと）。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（gに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（ヘの給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

- a 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
- b 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る

る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

- c 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- d 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- e 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- f 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
- g 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (a) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- (b) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

- (c) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査
 - (d) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - (e) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - (f) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - (g) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - (h) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - (i) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - (j) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）を開設する医療法人にあつては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあつてはcに該当すること。

a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。

なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添2参照）

- ① 申請者の名称、納税地及び法人番号
- ② 代表者の氏名
- ③ その設立の年月日
- ④ 申請者が現に行っている事業の概要
- ⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直近に終了した事業年度に係る前記1（1）の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1(2)(3)(5)(6)の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

(2) 承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手続が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれては、前記1(ii)イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度において前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと(当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。)。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないことと

された。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号
- ② 代表者の氏名
- ③ 特定医療法人の承認を受けた日
- ④ 特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと(別添2参照)。

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

- ① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。
- ④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
- ⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例（19%）は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

第2 その他の留意事項

（1）モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正（医療法施行規則（平成19年厚生労働省令第39号）により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること）を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

（2）特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

（3）税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和39年6月9日直審（資）24、直資77）
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（昭和55年4月23日直資2-181）

- ③ 法人税関係の申請、届出等の様式の制定について（平成13年7月5日課法3-57ほか11課共同）
- ④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について（平成17年4月27日文書回答）

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」（昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知）は廃止する。

【 改正後全文 】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

医政発 0329 第 51 号

令和 6 年 3 月 29 日

最終改正 医政発 0331 第 83 号

令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基

づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うとともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（(ウ)を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第3号の2（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を経営する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を経営する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

- ② 社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

- (ア) 第1号
- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- (イ) 第2号（児童福祉法関係）
- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
 - ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）
- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業
- (エ) 第4号（老人福祉法関係）
- ・老人福祉センターを経営する事業
- (オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）
- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
 - ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
 - ・身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）
- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業
- (キ) 第8号
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- (ク) 第11号
- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- (ケ) 第12号
- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(コ) 第13号

- ・社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人（(1)の①に掲げる事業（(ウ)を除く。）は社会医療法人に限る。）が行う場合にあつては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であること。

なお、定款等の変更にあつては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別 記)

- 老人訪問看護事業を行う医療法人について
(平成4年3月31日指第29号)
- 医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム(ケアハウス)の設置及び運営について
(平成6年2月7日指第9号)
- 訪問看護事業を行う医療法人について
(平成6年9月9日指第62号)
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
(平成11年6月23日指第46号)
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
(平成11年7月15日事務連絡)
- 医療法人の附帯業務の拡大について
(平成16年3月31日医政発第0331007号)
- 医療法人の附帯業務の拡大について
(平成17年3月30日医政発第0330002号)
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
(平成18年3月31日医政発第0331001号)
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
(平成18年9月29日医政発第0929008号)

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所（例えば、へき地診療所）等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあつては、当該病院又は診療所が疾病予防運

動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。
 - Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。
 - ① 薬局
 - ② 施術所（あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
 - ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
 - ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
 - ⑤ 介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
 - ⑥ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しく

は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑦ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑧ 助産所（医療法第2条に規定するもの。）

⑨ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑩ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑪ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）

第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。

※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているもの限り、当面の間、医療法人が設置することができるも

のとすること。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

※2 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「平成21年改正法」という。）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に平成21年改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であつて、医療法人が設置しているものについては、平成21年改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であつても、その要件を継続して満たし、上記（1）から（3）までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

※3 ※1及び※2については、賃貸住宅の戸数を増やしてはならない。

⑫ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合

イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合

ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者

働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

- ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）
- ⑭ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター
- ⑮ 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業
- ⑯ 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下、「認可外保育施設」という。）において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
 - ※ 病院又は診療所によるものは、医療法人の本来業務に該当すること。
- ⑰ 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。
- ⑱ 医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、
 - ・ 当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、
 - ・ 又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うもの。
 - ※ なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。
- ⑲ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人

以上のものに限る。)において第6条の3第12項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの(以下「企業主導型保育事業」という。)

※ 事業所内保育事業及び企業主導型保育事業に限っては委託する場合も認めること。

⑳ 産後ケア事業(市町村の委託を受けて実施するもの)

㉑ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センター

II. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。

① 海外における医療施設の運営に関する業務

※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。

※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知)を参照すること。

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成10年2月9日厚生省告示第15号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1項第2号ハに包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。
2. 医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療法人が開設する医療施設の医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。
3. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。

4. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

「医療法人」欄の説明…「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考		
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設						
		更生施設						
		生計困難者を無料又は低額料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
		生計困難者に対する助葬			●	告示		
	児童福祉法	乳児院			●	告示		
		母子生活支援施設			●	告示		
		児童養護施設			●	告示		
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
		児童心理治療施設			●	告示		
		児童自立支援施設			●	告示		
	老人福祉法	養護老人ホーム						
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス				
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可	
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設			●	告示	
			授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
			生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
	第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
生計困難者に対する生活相談					○	告示		
生活困窮者自立支援法		認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示		
		障害児通所支援事業			○	告示		
		障害児相談支援事業			○	告示		
		児童自立生活援助事業			○	告示		
		放課後児童健全育成事業			○	告示		
		子育て短期支援事業			○	告示		
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示		
		養育支援訪問事業			○	告示		
		地球子育て支援拠点事業			○	告示		
		一時預かり事業			○	告示		
		小規模住居型児童養育事業			○	告示		
		小規模保育事業			○	告示		
		病児保育事業			○	告示		
		子育て援助活動支援事業			○	告示		
		親子再統合支援事業			○	告示		
		社会的養護自立支援拠点事業			○	告示		
		意見表明等支援事業			○	告示		
		妊産婦等生活援助事業			○	告示		
		子育て世帯訪問支援事業			○	告示		
		児童育成支援拠点事業			○	告示		
		親子関係形成支援事業			○	告示		
		助産施設			○	告示		
		保育所			○	告示		
		児童厚生施設			○	告示		
		児童家庭支援センター			○	告示		
		里親支援センター			○	告示		
		児童の福祉増進相談事業			○	告示		
		民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに関する児童の保護等に関する法律	養子縁組あっせん事業			○	告示	

第二種社会福祉事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を運営する事業			○	告示	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子寡婦生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設			○	告示	
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を変更する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p> <p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が後れることとはやむを得ないこと。</p>
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
				夜間対応型訪問介護			
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護			
				認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護			
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示		
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護				
	複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示		
老人デイサービスセンター			○	告示			
老人短期入所施設			○	告示			
老人福祉センター			○	告示			
老人介護支援センター			○	告示			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
	一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
	特定相談支援事業			○	告示		
	移動支援事業			○	告示		
	地域活動支援センター			○	告示		
身体障害者福祉法	福祉ホーム			○	告示		
	身体障害者生活訓練等事業			○	告示		
	手話通訳事業			○	告示		
	介助犬訓練事業			○	告示		
	聴導犬訓練事業			○	告示		
	身体障害者福祉センター			○	告示		
	補装具製作施設			○	告示		
	盲導犬訓練施設			○	告示		
	視聴覚障害者情報提供施設			○	告示		
	身体障害者の更生相談事業			○	告示		
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示		
生活困窮者のための無料・低額簡易住宅貸付	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示		
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示		
	生計困難者のための無料・低額診療			○	本来		
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院	
	隣保事業			○	告示		
福祉サービス利用援助事業			○	告示			
前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空間」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各法	事業名、施設名等	介護保険法	区分	備 考			
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	本来				
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)			保健		
			訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)	保健				
			訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)			本来		
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)			本来		
			通所リハビリテーション	保健				
			短期入所療養介護			保健		
			特定施設入居者生活介護(注)	保健				
			福祉用具貸与			保健		
			特定福祉用具販売	保健				
			居宅介護支援事業			保健		
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
						介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
						介護予防訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)		
						介護予防訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	本来	
						介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		
						介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
		介護予防通所リハビリテーション			保健			
		介護予防短期入所療養介護				保健		
		介護予防特定施設入居者生活介護(注)			保健			
		介護予防福祉用具貸与				保健		
		特定介護予防福祉用具販売			保健			
		介護予防支援事業				保健		
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
地域支援事業(注)	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	保健	※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ(事業の実施に当たり、密着法人の非営利性に留意するとともに、業務等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。) また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を併行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可が遅れることにはやむを得ないこと。				
		第一号通所事業						
		第一号生活支援事業						
		第一号介護予防支援事業						
		一般介護予防事業						
		総合相談支援事業						
		権利擁護事業						
		包括的・継続的ケアマネジメント事業						
		在宅医療介護連携推進事業						
		生活支援等体制整備等事業						
		認知症総合支援事業						
		任意事業						
保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い						
施設サービス	介護保健施設サービス	介護療養施設サービス	本来					
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例：〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事務) ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県に於ける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を併行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可が遅れることにはやむを得ないこと。なお、介護保険法にいう指定する指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、委託取り替え指定認可申請手続は、委託取り替え支援区分の要請の認定に係る調査は、その指定居宅介護支援事業者等の募集に付随するものとする。						
指定都道府県事務受託法人の受託事務	保健							

【改正後全文】

医政発0217第16号

平成29年2月17日

医政発0330第33号

平成30年3月30日

医政発1225第17号

令和2年12月25日

医政発0117第10号

令和6年1月17日

最終改正 医政発0331第83号

令和7年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域医療連携推進法人制度について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成27年法律第74号）により医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）が改正され、地域医療連携推進法人制度について、平成29年4月2日から施行されることとなった。

さらに、令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号、以下、「令和5年改正法」という。）により法が改正され、制度の一部見直しについて、令和6年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、令和6年1月17日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和6年厚生労働省令第4号）が公布されたところである。

これらを踏まえた具体的な制度の内容及び運用については、下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

記

第1 制度趣旨

高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成26年に改正された医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。さらに、令和5年改正法により、制度の一部見直しを行った。

当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人又は個人が開設する医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人又は個人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。

第2 制度内容

1 地域医療連携推進法人の認定について

(1) 都道府県知事の認定について（法第70条関係・医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第39条の2～第39条の5関係）

- ① 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けられること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第70条の16の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。）

地域医療連携推進法人の社員については、(ア) 参加法人等及び(イ) 則第39条の2に規定する地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること。

(ア) 参加法人等については、次の者であって、医療連携推進方針に基づく医療連携推進業務に参加するものであること。

- ・ 病院等を開設する法人
- ・ 病院等を開設する個人
- ・ 介護事業、薬局、見守り等の生活支援事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業（以下「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人（営利を目的とする事業を営む者を除く。）
- ・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は、地域医療連携推進法人の非営利性を確保する観点から、株式会社本体と分離した病院等単独の財務諸表の提出を当該法人から受ける等して、当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること、剰余金が医業の範囲内で再投資される仕組みとなっていることを確認すること。また、株式会社本体の役員が当該一般社団法人の理事又は監事を務めること等によって当該一般社団法人の運営に関与することは適当でないこと。

なお、株式会社立の病院等を開設する法人が参加法人等となる一般社団法人に対して、医療連携推進認定をする際には、都道府県医療審議会において、

- ・ 当該病院等が地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること
- ・ 当該株式会社が営利を目的に病院等の経営をしていないこと
- ・ 当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること

について、実態に基づいて慎重に判断すること。

(イ) 則 39 条の 2 に規定する社員については、次の者でなければならないこと。

- ・ (ア) の参加法人等の対象となり得る者であって、参加法人等になることを希望しない者
- ・ 医療連携推進区域において、大学等の医療従事者の養成機関の開設者
- ・ 地方自治体、医師会及び歯科医師会等の医療連携推進区域において、当該法人の医療連携推進業務に関する業務を行う者

また、認定申請の際には、(3) の基準に適合することを説明した書類、(4) に該当しないことを説明した書類等が必要となること。当該書類の様式等は、4 (3) に示すものであること。

② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の

募集（ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等（社会福祉法に基づく社会福祉法人等）においては、自己の資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。）

・ 病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。）等の業務であること。上記の各業務事項等についての留意事項は以下のとおりであること。

- ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。
- ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があり、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることは可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する参加法人等から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。
- ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人等がそれぞれ締結すること。
- ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しない場合が考えられること。なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。
- ・ 資金の貸付け及び債務の保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 54 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。
- ・ 参加法人等である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第 54 条に抵触しない範囲でかつ、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。
- ・ 地域医療連携推進法人による病院等の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人等であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添 1）第 1 章「基本診療料」の第 2 部「入院料等」の通則 7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。ただ

し、地域医療連携推進法人の参加法人等であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。

- ・ 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要があるが、一例としては在籍型出向があり、これは、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向元事業主との雇用契約関係を有したまま出向先事業主に雇用させることから、労働者派遣には該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第 44 条により禁止される労働者供給事業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、

(ア) 労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する

(イ) 経営指導、技術指導の実施

(ウ) 職業能力開発の一環として行う

(エ) 企業グループ内の人事交流の一環として行う

等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。

- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等同士又は同一参加法人等内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人等から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。

また、当該申請に係る病院及び診療所が 2 以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。

（法第 30 条の 4 第 12 項・医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第 5 条の 4 の 2 ・則第 30 条の 32 の 3 関係）

(2) 医療連携推進方針について（法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係）

① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。

医療連携推進方針には、

- ・ 医療連携推進区域
- ・ 参加法人等が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の機能分担及び業務連携に関する事項
- ・ 当該事項の目標に関する事項
- ・ 運営方針・参加法人等に関する事項

を記載しなければならないこと。

その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。

併せて、参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。

なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもありえること。また、ある医療法人等が複数の地域医療連携推進法人の参加法人等になる場合であっても、参加病院等は、参加法人等がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人等のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人等になることもありえること。

② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、あらかじめ、それぞれの構想区域における地域医療構想調整会議の意見を聴いた上で、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。

③ 医療連携推進方針については、住民等への周知の一環として、地域医療連携推進法人において常にインターネット等において公表すること。

(3) 医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12関係）

都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

なお、当該一般社団法人は、あらかじめ、医療連携推進方針について、地域の医療関係者へ情報提供するとともに、地域医療連携推進法人は地域医療構想を達成するための一つの選択肢であることを踏まえ、予定する医療連携推進区域が属する構想区域における地域医療構想調整会議において説明し、理解を得ておくことが望ましいこと。

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。（別添3の「1」に規定する事業比率が50%超であること。）
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。（1）②における資金の貸付け等は当該特別の利益に当たらないものであること。（令第5条の15の2関係）
- ④ 病院等を開設する個人又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、又は管理する個人が参加法人等である場合には、定款において参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めているものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑥ 医療連携推進方針に（2）の事項を記載していること。
- ⑦ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑧ 社員は、（1）①に定める者に限る旨を定款で定めているものであること。
- ⑨ 病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人等の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の議決権の合計を超えるものであること。
- ⑩ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- ⑪ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定めにおいて、
 - ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしない

ものであること。

- ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。

⑫ 参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。

⑬ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。（則第 39 条の 8 関係）

社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがあり社員等としない者とは、具体的に以下であること。

（ア）当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

（イ）上記役員の配偶者又は三親等内の親族

（ウ）当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

（エ）上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族

（オ）当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

（カ）当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業の個人事業主

（キ）（ア）～（カ）に類する者

なお、（ア）～（カ）に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することには変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、（キ）については、例えば、（ア）～（カ）に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人等の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、（ア）及び（オ）の「営利団体」には、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。

⑭ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

- ・ 理事が 3 人以上及び監事が 1 人以上であること。
- ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。（則第 39 条の 9 関係）
- ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。

⑮ 代表理事を 1 人置いているものであること。

⑯ 理事会を置いているものであること。

⑰ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。

- ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。具体的には、地域の医師会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治体の担当者等が想定されること。
- ・ 参加法人等が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
- ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

⑱ 参加法人等が予算の決定又は変更、借入金の借入れ、事業に係る重要な資産の処分、事業計画の決定又は変更、定款又は寄附行為の変更、法人の合併又は、分割、解散又は事業の廃止その他の医療連携推進業務を行うに当たり重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。ただし、当該一般社団法人の定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている場合には、参加法人等が当該一般社団法人に対して意見を求めなければならない重要事項から、予算の決定又は変更、借入金の借入れ及び定款又は寄附行為の変更について除くことができること。

なお、例えば、独立行政法人が参加法人等である場合は、その主務大臣及び独立行政法人の意思決定の自主性が尊重される必要があることも踏まえ、当該一般社団法人の意見について法的拘束力までではないことに留意すること。また、当該一般社団法人に意見を求めなければならない重要な事項については、参加法人等の合意のもと定款にすべて具体的に明記すること。

- ⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（４）医療連携推進認定を受けることができない一般社団法人について（法第 70 条の 4・令第 5 条の 15 の 3 関係）

次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができないこと。

- ① 医療連携推進認定の取消しの日から5年を経過しないものであること。
- ② 暴力団員がその事業活動を支配するものであること。
- ③ 理事・監事に、次のいずれかに該当する者がいること。
 - ・ 医療連携推進認定の取消しの日から5年を経過しないものであり、その原因となった事実があった日の1年以内に当該法人の理事であった者
 - ・ 医療法等の保健医療又は社会福祉に関する法律により、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から5年を経過しない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から5年を経過しない者
 - ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者なお、保健医療又は社会福祉に関する法律とは、医療法のほか、以下に掲げるものであること。
 - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・ 医師法（昭和23年法律第201号）
 - ・ 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
 - ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
 - ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
 - ・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
 - ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
 - ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
 - ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
 - ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
 - ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
 - ・ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- ・ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- ・ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- ・ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- ・ 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）
- ・ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）
- ・ 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）
- ・ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- ・ 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- ・ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- ・ 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）
- ・ 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）
- ・ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- ・ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・ 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- ・ 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）

（5）地域医療連携推進法人の名称について（法第 70 条の 5・第 94 条関係）

医療連携推進認定を受けた法人は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならず、当該認定を受けていない者は、その名称・商号中に、地域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。

医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。

不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。

誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、10 万円以下の過料に処されること。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとする。

（6）地域医療連携推進法人の公示について（法第 70 条の 6・則第 39 条の 13 関係）

都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、その旨をインターネット等により公示しなければならないこと。

2 地域医療連携推進法人の業務等について

(1) 地域医療連携推進法人の役割について（法第70条の7関係）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人等の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。

その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人等は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。

(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第70条の8・則第39条の14～第39条の16関係）

- ① 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において記載した場合には、介護事業等の連携の推進を図るための業務を行うことができること。
- ② 地域医療連携推進法人（その定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。以下、②及び③において同じ。）は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。
 - ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。
 - ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。
 - ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。
 - ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。

- ③ 地域医療連携推進法人は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。

資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録等は不要であること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。
- ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。
- ・ 適正な利率が設定されていること。
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。

- ④ 地域医療連携推進法人は、病院等又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければ、これらの開設の許可の申請を行うことができないこと。

認定都道府県知事は、当該確認等をするに当たって、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

- ⑤ 地域医療連携推進法人は、①から④以外にも幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、病院等の業務の連携に資するものである必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。

（3）医療連携推進目的事業財産について（法第 70 条の 9・則第 39 条の 17～第 39 条の 20 関係）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 18 条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進業務に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の 50%は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要があり、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。

(4) 地域医療連携推進法人が業務を行うに必要な資産について（法第70条の10・則第39条の21関係）

地域医療連携推進法人は、法第41条の規定を準用し、業務を行うに必要な施設、設備又は資金を有しなければならないこと。

(5) 参加病院等の広告及び標章について（法第6条の5・法第70条の11関係）

地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。

また、参加法人等は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。

(6) 地域医療連携推進法人の理事及び監事について（法第70条の12関係）

理事及び監事については、定数の5分の1を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならないこと。また、監事の任期は2年を超えることはできないが、ただし、再任を妨げないこと。

監事は、理事が不正行為等を行っているとき、遅滞なく、認定都道府県知事、社員総会又は理事会に報告しなければならないこと。

(7) 地域医療連携推進評議会の意見等について（法第70条の13関係）

地域医療連携推進評議会は、医療連携推進方針に記載されている、参加病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する目標に照らし、地域医療連携推進法人の業務の実施の状況について評価を行い、地域医療連携推進法人は、その結果を公表しなければならないこと。

地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。

(8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第70条の14・則第39条の22・地域医療連携推進法人会計基準(平成29年厚生労働省令第19号)関係）

地域医療連携推進法人は、法第6章第4節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。その中で、地域医療連携推進法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされているものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合には、当該監査を要しないものであること。

- ・ 定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めていること。

- ・ 以下の基準に該当しないこと。

最終会計年度(法 70 条の 14 により読み替えて準用する法第 51 条第 1 項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第 6 項の承認を受けた直近の会計年度をいう。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上であること。

また、貸借対照表及び損益計算書の作成については、地域医療連携推進法人会計基準及び「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」(平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知)によるものであること。

(9) 地域医療連携推進法人の解散及び清算について (法第 70 条の 15・則第 39 条の 23 関係)

地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 7 節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。

- ・ 解散は、定款をもって定めた解散事由の発生、目的たる業務の成功の不能、社員総会の議決、社員の欠亡又は破産手続開始の決定によるものであること。
- ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。
- ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすこと。
- ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。

(10) 地域医療連携推進法人において適用しない法人法の規定について (法第 70 条の 16 関係)

地域医療連携推進法人は、法人法第 5 章の合併に関する規定等については適用しないこと。

3 地域医療連携推進法人の監督について

(1) 地域医療連携推進法人が定款において定める事項について (法第 70 条の 17 関係)

地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項(目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に關す

る規定、公告方法及び事業年度)、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等について、定款において定めなければならないこと。

(2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について(法第70条の18・則第39条の24～第39条の26関係)

地域医療連携推進法人は、法第54条の9(第1項及び第2項を除く。)の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。

- ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。
- ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。
- ・ 定款の変更が、住所の変更等の認可を要しないものであるときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。
- ・ 定款の変更が、地域医療連携推進法人自らが、(ア)病院等を開設又は(イ)介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。

(ア)の場合 当該病院等の診療科目、従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後2年間の事業計画及び予算書

(イ)の場合 当該施設の従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後2年間の事業計画及び予算書

また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、重要な定款変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。

- ・ 定款の変更が、(ウ)参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資(この段落において「貸付等」という。)を行わない旨を定め、又は(エ)これを削除するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。

(ウ)の場合 現に貸付等を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がないことを証する書類

(エ)の場合 定款変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所

を記載した書類

また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、社員総会において、参加法人等に対する貸付等を行うことができなくなる、又はできるようになることについて説明が行われていることを確認すること。

(3) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第 70 条の 19・則第 39 条の 27 関係）

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。ただし、代表理事を再任する場合には、当該認可を要しないこと。認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。

認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 地域医療連携推進法人の監督について（法第 70 条の 20 関係）

地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 63 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法第 64 条）に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人又は個人と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。

(5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて（法第 70 条の 21 関係）

認定都道府県知事は、

- ・ 地域医療連携推進法人が不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき等においては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、医療連携推進認定を取り消さなければならないこと。
- ・ 1 (3) の基準のいずれかに適合しなくなったとき等においては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、医療連携推進認定を取り消すことができること。

その場合に、認定都道府県知事は、当該認定を取り消した旨をインターネット等により公示し、登記所に名称の変更の登記を嘱託しなければならないこと。

医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人に変更する定款の変更をしたものとみなすこと。

(6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について（法第 70 条の 22 関係）

医療連携推進認定を取り消した場合において、1 月以内に医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定都道府県知事等が、当該金額に相当する額の金銭について、贈与を受ける旨の書面による契約が成立したものとみなすこと。

(7) 医療連携推進目的取得財産残額について（法第 70 条の 22 関係・則第 39 条の 28、第 39 条の 29 関係）

(6) における医療連携推進目的取得財産残額は、地域医療連携推進法人が取得した全ての医療連携推進目的事業財産から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産を除外した残余の財産の価額の合計額から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進事業に関する会計における収益の不足等により医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産以外の財産及び同日以後に医療連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の合計額を控除して得た、法第 70 条の 14 において読み替えて準用する法第 51 条第 1 項の財産目録のうち医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

(8) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(9) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 その他

(1) 施行日について

地域医療連携推進法人に関する各法令の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から施行されること。

令和 5 年改正法による地域医療連携推進法人に関する改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されること。

(2) 準備行為について（法第 71 条関係）

都道府県知事は、令和 5 年改正法による改正の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）前においても、個人立の病院等が参加する地域医療連携推進法人に係る医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の前日においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。

(3) 医療連携推進認定の申請等に係る添付書類等について

① 認定申請書に添付する書類のうち、以下のものについては別添様式を用いること。

別添 1 医療連携推進方針

別添 2 理事及び監事の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類

別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

別添 4 医療法第 70 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

医療法第 70 条の 4 第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当しないことを証する書類

別添 5 表明・確約書（法人社員用）

別添 6 表明・確約書（個人社員・理事・監事用）

なお、認定申請書には上記の他、当該一般社団法人の定款及び登記事項証明書を添付すること。

② 代表理事の選定認可申請書及び解職認可申請書については、別添様式を用いること。

別添 7 地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書

別添 8 地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書

③ 資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定める定款変更の認可申請書に添付する書類は別添様式を用いること。

別添9 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと及び出資を受けている事業者がいないことを証する書類

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

2. 参加法人等

3. 理念・運営方針

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人等、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

理事及び監事の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類

	氏名	生年月日	住所	所属・役職名	代表理事
理事					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
監事					

(記載上の注意事項)

- 「所属・役職名」欄には、当該理事・監事が所属する法人名・団体名等を記載すること。
- 理事のうち少なくとも1人は、以下の者であること。(法第70条の3第1項第13号ハ)
 - ・診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者
 - ・診療に関する学識経験を有する者
- 代表理事である者にチェックを入れること。(法第70条の3第1項第14号)

医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業比率50%超）（第1号）

事業比率の見込み	%
----------	---

(記載上の注意事項)

- 事業比率の算出式は以下のとおりであるが、本申請時には事業計画書や予算書等を用いて見込みとして算出したものを上記に記載すること。

純資産増減計算内訳表	
① 医療連携推進業務会計の経常費用計	
② その他業務会計の経常費用計	
③ 法人会計の経常費用計	
事業比率 = ① / (①+②+③)	

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること（第2号）

(経理的基礎) <ul style="list-style-type: none">・財務基盤の明確化について ・経理処理・財産管理の適正性について
(技術的能力) <ul style="list-style-type: none">・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

(記載上の注意事項)

- 「財務基盤の明確化」については、財務状態や今後の財務の見通しについて記載すること。
- 「経理処理・財産管理の適正性」については、財産の管理・運用に関する役員の適切な関与状況や、開示情報や監督庁への提出資料の基礎として必要な会計帳簿の備え付けについて、記載すること。

3 社員等に対し特別の利益を与えないこと（第3号）

区 分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営		有 ・ 無

(記載上の注意事項)

- 「社員等に対する利益供与の内容」欄には、次表の「経理等に関する明細表」の記載内容に基づき、次のように記載すること。
 - ① 「施設の利用」欄
社員等（医療法施行令第5条の15の2に規定する者をいう。以下同じ。）が当該一般社団法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。
 - ② 「金銭の貸付け」欄
当該一般社団法人が社員等に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。
 - ③ 「資産の譲渡」欄
当該一般社団法人が社員等に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。
 - ④ 「給与の支給」欄
当該一般社団法人が社員等に対して支給している給与について、その支給内容を記載すること。
 - ⑤ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄
当該一般社団法人について、社員等からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(経理等に関する明細表)

① 社員等の施設の利用明細

区 分	社員等の氏名 又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

② 社員等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

③ 社員等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	当該一般社団法人との関係	給与の支給の有無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

⑤ 社員等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

⑥ 社員等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

⑦ 社員等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

⑧ その他財産の運用及び事業の運営

社員等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

(記載上の注意事項)

○ 各欄共通

「社員等」とは、以下の者をいう。(医療法施行令第5条の15の2)

- (1) 当該一般社団法人の理事、監事又は職員
- (2) 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- (4) (1)、(2) 又は (3) に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (5) (3) 又は (4) に掲げる者のほか、(1) 又は (2) に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (6) (2) に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの（医療法施行規則第39条の6）

○ 「① 社員等の施設の利用明細」

- (1) 申請時における当該一般社団法人の社員等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 当該一般社団法人の社員等に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の物件を賃貸（無

償で使用させている場合を含む。) している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

- ロ 当該一般社団法人の社員等に対して、上記以外に当該一般社団法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- (3) 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人の事務室等）を記載すること。
- (4) 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。
- 「② 社員等に対する貸付金の明細」
 - (1) 社員等に対する貸付金がある場合に記載すること。
 - (2) この表は、貸付先ごとに記載すること。
 - (3) 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - (4) 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては当初の金額を記載すること。
 - (5) 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。
- 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」
 - (1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に当該一般社団法人の社員等であった者を含む。）に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」
 - (1) 申請時の従業員等（当該一般社団法人の理事、監事又は職員をいう。）について記載すること。
 - (2) 「職務内容」欄には、担当している現在の職務内容（例えば、事務長等）を記載すること。
 - (3) 「当該一般社団法人との関係」欄には、例えば、その者が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。
- 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」
 - (1) 直近に終了した会計年度の末日現在において、社員等から土地、建物等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
 - (3) 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 「⑥ 社員等からの借入金の明細」
 - (1) 社員等からの借入金がある場合に記載すること。
 - (2) この表は、債権者ごとに記載すること。
 - (3) 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

(4) 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

(5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」

(1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に社員等であった者を含む。）から、当該一般社団法人に対して土地、建物等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。

(2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、社員等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 参加法人等の構成等（第8号、第11号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人等			①
			②
介護施設等を開設する参加法人等			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総議決権数（①～⑥の合計）			⑦
参加法人等の議決権の構成割合（第8号）	$(①+②) > (③+④)$		
参加法人等の議決権の構成割合（第11号）	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$		

5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと（第13号口）

	総数 ①	最も人数の多い 親族等のグループの人数②	親族等の割合 ②/①
理事	人	人	%
監事	人		

（記載上の注意事項）

- ②の人数は、以下の者の合計とすること。
 - （1）当該役員、配偶者及び三親等以内の親族
 - （2）当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - （3）当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - （4）（2）又は（3）に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
 医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

区 分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有 ・ 無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	有 ・ 無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有 ・ 無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	有 ・ 無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有 ・ 無

(記載上の注意事項)

- 「ロ」の「その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、医療法施行令第5条の15の3に掲げる法律及び同第5条の5の7に掲げる法律である。
- ①の「ニ」及び③の証明に当たっては、以下の者による表明・確約書（別添5又は6）を添付すること。
 - ・ 当該一般社団法人の社員
 - ・ 当該一般社団法人の理事及び監事

表明・確約書

〇〇県知事 殿

(ふりがな)
法 人 名
代 表 者 名

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

令和 年 月 日

法 人 名

代表者名

表明・確約書

〇〇県知事 殿

(ふりがな)
法 人 名
代 表 者 名

当法人の役員は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを、以下のとおり表明、確約します。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

職 名	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	記 入 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

表明・確約書

〇〇県知事 殿

所属・職名
(ふりがな)
氏 名
生 年 月 日

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

令和 年 月 日

氏 名

令和 年 月 日

〇〇県知事 殿

法人名

代表理事

地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書

標記について、医療法第 70 条の 19 及び医療法施行規則第 39 条の 27 の規定に基づき申請します。

記

1. 代表理事となるべき者の住所、氏名
2. 選定の理由

(注) 代表理事となるべき者の履歴書を添付すること。

令和 年 月 日

〇〇県知事 殿

法人名

代表理事

地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書

標記について、医療法第 70 条の 19 及び医療法施行規則第 39 条の 27 の規定に基づき申請します。

記

1. 代表理事の住所、氏名

2. 解職の理由

参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと並びに出資を受けている事業者がないことを証する書類

区 分	事実の有無
参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、	
① 資金の貸付けをしている	有 ・ 無
② 債務の保証をしている	有 ・ 無
③ 基金を引き受ける者の募集をしている	有 ・ 無
④ 当法人から出資を受けている事業者がいる	有 ・ 無

(記載上の注意事項)

- 現在の状況について記載すること。
- ③の「基金を引き受ける者の募集」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条の規定によるものをいう。

【改正後全文】
医政発0321第5号
平成29年3月21日
医政発0329第36号
平成31年3月29日
最終改正 医政発0331第83号
令和7年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに
財産目録、純資産変動計算書及び附属明細書の作成方法に関する運用指針

平成27年9月28日に公布された医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）により改正された医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第70条の14の規定により準用する第51条第2項の規定に基づき、地域医療連携推進法人会計基準（平成29年厚生労働省令第19号。以下「会計基準」という。）が本日公布され、平成29年4月2日から施行されることとなったところである。

地域医療連携推進法人が貸借対照表等を作成する際の留意事項等について、下記のとおり運用指針として定めることにしたので、ご了知の上、所管の地域医療連携推進法人に対して周知されるようお願いする。

記

1 本運用指針について

本運用指針は、法第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人が、第70条の14の規定により準用する第51条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。

ここに示した財産目録等を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであ

り、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

2 重要な会計方針に記載する事項について

会計基準第3条第5号に規定する「その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。

3 貸借対照表等の様式について

貸借対照表は会計基準第6条第2項で定める様式第一号により、損益計算書は会計基準第13条第2項で定める様式第二号による。

4 棚卸資産の評価方法等について

棚卸資産の評価基準及び評価方法については重要な会計方針に該当し、棚卸資産の評価方法は、先入先出法、移動平均法、総平均法の中から選択適用することを原則とするが、最終仕入原価法も期間損益の計算上著しい弊害がない場合には用いることができる。また、時価がその取得価額よりも低くなった場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。なお、棚卸資産のうち、重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。

5 減価償却の方法等について

固定資産の減価償却方法は、重要な会計方針に係る事項に該当するため、減価償却方法を、例えば定率法から定額法へ変更した場合には、重要な会計方針の変更に該当することとなるが、固定資産の償却年数又は残存価額の変更については、重要な会計方針の変更に該当しない。しかし、この変更に重要性がある場合には、その影響額を会計基準第17条第8号の事項として注記する。

また、租税特別措置による特別償却額のうち一時償却は、重要性が乏しい場合には、重要性の原則の適用により、正規の減価償却とすることができる。

6 リース取引の会計処理について

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを原則とするが、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合には、賃貸借処理を行うことができる。

7 引当金の取扱いについて

引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上する。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上する。なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第17条第8号の事項として注記する。

退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上する。当該計算は、退職給付に関する会計基準（平成24年5月17日企業会計基準委員会）に基づいて行うものであり、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。

8 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の地域医療連携推進法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務時間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない地域医療連携推進法人や、原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる地域医療連携推進法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。

9 税効果会計の適用について

税効果会計は、原則的に適用することとするが、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合には、主な発生原因別内訳を会計基準第17条第8号の事項として注記する。

10 経過勘定項目について

前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、経過勘定項目として処理しないことができる。

11 子会社株式の評価について

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理するとともに、当該実質価額を以降の取得価額とする。

12 基本財産の取扱いについて

定款において基本財産の規定を置いている場合であっても、貸借対照表及び財産目録には、基本財産としての表示区分は設ける必要はないが、当該基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高について、貸借対照表の科目別に会計基準第17条第8号の事項として注記する。

13 積立金の区分について

積立金は、各会計年度の当期純利益又は当期純損失の累計額から当該累計額の直接減少額を差し引いたものとなるが、その性格により以下のとおり区分する。

- ① 基金の拠出者への返還に伴い、返還額と同額を計上した代替基金
- ② 固定資産圧縮積立金、特別償却準備金のように法人税等の規定による積立金経理により計上するもの
- ③ 将来の特定目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき計上するもの（以下「特定目的積立金」という）

なお、特定目的積立金を計上する場合には、特定目的積立金とする金額について、当該特定目的を付した特定資産として、通常の資産とは明確に区別しなければならない。

- ④ 上記各積立金以外の繰越利益積立金

14 補助金等の会計処理について

地域医療連携推進法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、固定資産の取得に係る補助金等については、特別利益に計上した上で直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳し、運営費補助金のように補助対象となる支出が経常費用に計上されるものについては、経常収益に計上する。

なお、補助金等の会計処理方法は、会計基準第3条第5号の事項として注記するものとし、補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額を会計基準第17条第8号の事項として注記する。

この場合の「補助金等」とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当

の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まない。

- 15 特別損益の部における特別利益又は特別損失に属する項目について
特別損益の部における特別利益又は特別損失に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。
なお、特別利益又は特別損失に属する項目であっても、金額の僅少なものの又は毎期経常的に発生するものは、経常損益の部に記載することができる。

- 16 経常費用における事業費と管理費の区分について
事業費には「事業の目的のために直接要する費用」を計上する。
管理費には「事務局経費など、各種の事業の管理等をするため、法人全体に共通して発生する費用又は法人運営のために毎年度経常的に要する費用」を計上する。

- 17 継続事業の前提に関する注記について
継続事業の前提に関する注記は、当該地域医療連携推進法人の会計年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他将来にわたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合におけるその内容を記載する。

- 18 重要な偶発債務に関する注記について
重要な偶発債務に関する注記は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載する。

- 19 重要な後発事象に関する注記について
重要な後発事象に関する注記は、当該地域医療連携推進法人の会計年度の末日後、当該地域医療連携推進法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載する。

- 20 関係事業者に関する注記について
法第70条の14の規定により準用する第51条第1項に定める関係事業者との取引（※）について、次に掲げる事項を関係事業者ごとに注記しなければならない。なお、参加法人との取引についても、対象外となるわけではない。

- ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容
 - ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - ③ 当該地域医療連携推進法人と関係事業者との関係
 - ④ 取引の内容
 - ⑤ 取引の種類別の取引金額
 - ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
 - ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ただし、関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、上記の注記を要しない。
- イ 一般競争入札による取引及び預金利息その他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

※ 関係事業者とは、当該地域医療連携推進法人と②に掲げる取引を行う場合における①に掲げる者をいうこと。

- ① 当該地域医療連携推進法人と②に掲げる取引を行う者
 - イ 当該地域医療連携推進法人の役員及び社員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
 - ロ 当該地域医療連携推進法人の役員及び社員又はその近親者が代表者である法人及び地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者
 - ハ 当該地域医療連携推進法人の役員及び社員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - ニ 他の法人の役員が、当該地域医療連携推進法人の社員総会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ホ ハの法人の役員が、他の法人（当該地域医療連携推進法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- ② 当該地域医療連携推進法人と行う取引
 - イ 経常収益又は経常費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該地域医療連携推進法人の当該会計年度における経常収益の総額又は経常費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - ロ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引

ハ 資産又は負債の総額が、当該地域医療連携推進法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引

ニ 資金貸借及び有形固定資産の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該地域医療連携推進法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

ホ 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が1千万円以上であり、かつ当該地域医療連携推進法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

21 参加法人との取引に関する注記について

当該地域医療連携推進法人が参加法人と行う取引の内容について、経常収益、経常費用、特別利益、特別損失、金銭債権及び金銭債務の額を会計基準第17条第7号の事項として参加法人ごとに注記しなければならない。なお、注記する事項について、主要な勘定科目別の額を記載することができる。

22 貸借対照表等注記事項について

会計基準第17条第8号に規定する「その他地域医療連携推進法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。

- ① 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合の影響額
- ② 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
- ③ 原則法を適用した場合の退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容
- ④ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳
- ⑤ 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

23 純資産変動計算書について

純資産変動計算書は、純資産の部の科目別に前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載する。なお、当期変動額は、当期純利益、拠出額、返還又は払戻額、振替額等原因別に表記する。

純資産変動計算書の様式は、様式第三号による。

24 財産目録について

財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、価額及び必要な情報を表示する。

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分して、純資産合計の額を表示する。「貸借対照表科目」には、「現金」「土地」等を、「場所・物量等」には「手持保管」「〇〇市〇〇町〇〇」等を、「使用目的等」には「運転資金として」「医療連携推進目的保有財産であり、〇〇事業に使用している」等を記載する。

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

財産目録の医療連携推進目的取得財産残額の額は、純資産増減計算内訳表の医療連携推進業務会計の期末純資産残高と同額を記載すること。

財産目録の様式は、様式第四号による。

25 附属明細表について

附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- ① 有形固定資産等明細表
- ② 引当金明細表
- ③ 純資産増減計算内訳表

附属明細表の様式は、様式第五号、様式第六号及び様式第七号による。

26 純資産増減計算内訳表について

内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の3つに区分して表示する。

医療法第70条の9の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。

【参考】

（医療法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条の規定）

地域医療連携推進法人は、次に掲げる財産（以下「医療連携推進目的事業財産」という。）を医療法（昭和23年法律第205号）第70条第2項に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、厚生労働省令※1で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

※1：医療法施行規則第39条の17 法第70条の9において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第18条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合
 - 二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合
 - 三 当該地域医療連携推進法人が公益認定法第4条の規定による認定を受けた法人である場合
- 一 医療法第70条の2第1項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」という。）を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が医療連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 二 医療連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が医療連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 三 医療連携推進認定を受けた日以後に行った医療連携推進業務に係る活動の対価として得た財産
- 四 医療連携推進認定を受けた日以後に行った医療連携推進業務以外の業務から生じた収益に厚生労働省令※2で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
- ※2：医療法施行規則第39条の18 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第4号に規定する厚生労働省令で定める割合は、100分の50とする。
- 五 前各号に掲げる財産を運用し、支出し、又は処分することにより取得した財産
- 六 第五条第十九号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進法人が保有する財産であって医療連携推進認定を受けた日以後に厚生労働省令※3で定める方法により医療連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
- ※3：医療法施行規則第39条の19 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。
- 2 継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進業務を行うことにより取得し、又は医療連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして厚生労働省令※4で定める財産
- ※4：医療法施行規則第39条の20 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第8号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。
- 一 医療連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第27条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額又はその徴収に当たり医療連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産
 - 二 医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進目的保有財産（第5号及び第6号並びに法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第5号及び第6号並びに法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産

- 三 医療連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産
- 四 医療連携推進目的保有財産以外の財産とした医療連携推進目的保有財産の額に相当する財産
- 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- 六 医療連携推進認定を受けた日以後に第1号から第4号まで及び法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第1号から第4号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前条第1項の規定により表示したもの
- 七 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第1号から第4号まで、第7号及び第8号並びに法第70条の9において準用する公益認定法第18条第5号及び第6号並びに前各号に掲げるもののほか、当該地域医療連携推進法人の定款又は社員総会において、医療連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

医療連携推進業務会計の〇〇事業、□□事業は、第70条第2項第1号研修に関する業務に係る事業を「研修事業」とする等各法人において実施しているものを記載して、それぞれの収益・費用等を計上すること。その他業務会計についても、同様に記載すること。

事業区分について、管理費のうち、法人全体に共通して発生するものは適当な配賦基準を定めて各会計区分に配賦し、医療連携推進業務のうち、参加病院等又は施設の相互間の連絡調整に関する業務等に係る収益及び費用は医療連携推進業務会計の共通区分に計上すること。社員総会、理事会等の開催経費、法人登記に関する費用その他法人運営のための費用は法人会計に計上すること。

地域医療連携推進法人名 _____

所在地 _____

貸借対照表
(平成____年____月____日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金		支払手形	
事業未収金		買掛金	
たな卸資産		短期借入金	
前渡金		未払金	
前払費用		未払費用	
その他の流動資産		未払法人税等	
流動資産合計		未払消費税等	
2. 固定資産		前受金	
(1) 有形固定資産		預り金	
建物		前受収益	
構築物		〇〇引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品		流動負債合計	
車両及び船舶		2. 固定負債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産合計		〇〇引当金	
(2) 無形固定資産		その他固定負債	
借地権		固定負債合計	
ソフトウェア		負債合計	
その他の無形固定資産			
無形固定資産合計		III 純資産の部	
(3) その他の資産		1. 基金	
長期貸付金		2. 積立金	
役員等長期貸付金		代替基金	
長期前払費用		〇〇積立金	
繰延税金資産		繰越利益積立金	
その他の固定資産		純資産合計	
その他の資産合計			
固定資産合計			
資産合計		負債及び純資産合計	

(作成上の留意事項)

- ・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。

地域医療連携推進法人名

所在地

損益計算書

(平成____年____月____日から平成____年____月____日まで)

(単位：円)

科 目	金	額
1. 経常損益の部		
(1) 経常収益		
事業収益		
受取会費		
受取補助金等		
受取寄付金		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		
(2) 経常費用		
事業費		
給料手当		
退職給付費用		
旅費交通費		
通信運搬費		
減価償却費		
消耗品費		
修繕費		
印刷製本費		
光熱水料費		
賃借料		
保険料		
租税公課		
支払利息		
雑費		
管理費		
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		
旅費交通費		
通信運搬費		
減価償却費		
消耗品費		
修繕費		
印刷製本費		
光熱水料費		
賃借料		
保険料		
租税公課		
支払利息		
雑費		
経常費用計		
経常利益		
2. 特別損益の部		
(1) 特別利益		
固定資産売却益		
特別利益計		
(2) 特別損失		
固定資産売却損		
特別損失計		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益		

(作成上の留意事項)

- ・利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
- ・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
2. 資産の評価基準及び評価方法
3. 固定資産の減価償却の方法
4. 引当金の計上基準
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
7. 重要な会計方針を変更した旨等
8. 担保に供されている資産に関する事項
9. 地域医療連携推進法人会計基準第17条第3号に基づく医療連携推進目的取得財産残額

10. 関係事業者との取引の内容

(1) 法人である関係事業者

(単位：千円)

種類	名称	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

取引条件及び取引条件の決定方針等

注：「関係事業者との関係」欄について、参加法人との取引である場合には、参加法人である旨及び当該参加法人の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。

(2) 個人である関係事業者

(単位：千円)

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

取引条件及び取引条件の決定方針等

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。

11. 重要な偶発債務に関する事項
12. 重要な後発事象に関する事項
13. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務
医療法人〇〇	事業収益 〇〇 受取会費 〇〇 受取利息 〇〇	賃借料 〇〇 支払利息 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	事業未収金 〇〇 長期貸付金 〇〇	短期借入金 〇〇 未払金 〇〇 長期借入金 〇〇
.....						
.....						

14. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするために必要な事項

様式第三号

地域医療連携推進法人名 _____

所在地 _____

純資産変動計算書

(自 平成____年____月____日 至 平成____年____月____日)

(単位：円)

	基金	積立金				純資産合計
		代替基金	〇〇積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
平成 年 月 日 残高	×××	×××	×××	×××		×××
会計年度中の変動額						
当期純利益				×××	×××	×××
.....						
.....						
会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成 年 月 日 残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第四号

地域医療連携推進法人名 _____

所在地 _____

財 産 目 録
(平成____年____月____日 現在)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
流動資産合計			
(固定資産)			
固定資産合計			
資産合計			
(流動負債)			
流動負債合計			
(固定負債)			
固定負債合計			
負債合計			
純資産			
うち医療連携推進目的取得財産残額			

様式第五号

地域医療連携推進法人名 _____

所在地 _____

有形固定資産等明細表

(単位：円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形 固定 資産								
	計							
無形 固定 資産								
	計							
その 他の 資産								
	計							

(記載上の留意事項)

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

様式第六号

地域医療連携推進法人名

所在地

引当金明細表

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	

(記載上の留意事項)

- ・期首又は期末のいずれに残高がある場合にのみ作成する。
- ・当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- ・「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
- ・引当金について、貸借対照表等の注記において記載している場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。

地域医療連携推進法人名

所在地

純資産増減計算内訳表

(平成____年____月____日から平成____年____月____日まで)

(単位：円)

科目	医療連携推進業務会計				その他業務会計				法人会計	合計
	〇〇事業	□□事業	共通	小計	△△事業	◇◇事業	共通	小計		
1. 経常損益の部										
(1) 経常収益										
事業収益										
受取会費										
受取補助金等										
受取寄付金										
受取利息										
雑収益										
経常収益計										
(2) 経常費用										
事業費										
給料手当										
退職給付費用										
旅費交通費										
通信運搬費										
減価償却費										
消耗品費										
修繕費										
印刷製本費										
光熱水料費										
賃借料										
保険料										
租税公課										
支払利息										
雑費										
管理費										
役員報酬										
給料手当										
退職給付費用										
旅費交通費										
通信運搬費										
減価償却費										
消耗品費										
修繕費										
印刷製本費										
光熱水料費										
賃借料										
保険料										
租税公課										
支払利息										
雑費										
経常費用計										
経常利益										
2. 特別損益の部										
(1) 特別利益										
固定資産売却益										
特別利益計										
(2) 特別損失										
固定資産売却損										
特別損失計										
他会計振替額										
税引前当期純利益										
法人税、住民税及び事業税										
法人税等調整額										
当期純利益										
基金増減額										
期首純資産残高										
期末純資産残高										

(作成上の留意事項)

- ・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。

【 改正後全文 】
医政発 0731 第 2 号
令和 5 年 7 月 31 日
最終改正 医政発 0331 第 83 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法人に関する情報の調査及び分析等について

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。)により、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日から施行されることとなった。また、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 100 号)が公布されたところである。

これらを踏まえ、本制度の趣旨を明確化するとともに、本制度の運用に当たり留意すべき点等を下記のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

なお、改正法の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うほか、改正法第 9 条(公布後 3 年以内に施行)による改正後の法において、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析を行う者に対して医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理した情報を提供する仕組みを導入することとしており、詳細については別途通知する。

記

第 1 制度の趣旨

我が国では、高齢者人口の増加や医療の高度化などによって国民医療費が増加していることに加えて、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差などの課題が存在する。また、新興感染症拡大時等の緊急時に迅速な医療提供体制の確保に必要な支援等を実施するためには、平時から医療機関の経営

状況を把握することが重要である。こうした課題に対応するため医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことが必要であるため、新たに医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとする。

第2 制度の内容

I 医療法人による報告について

1 報告を求める医療法人について（法第69条の2第2項関係）

原則として、全ての医療法人が毎会計年度終了後に、当該医療法人が開設する病院又は診療所（以下「病院等」という。）ごとの収益及び費用等の情報（以下「経営情報等」という。）をその主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に報告しなければならないこと。

ただし、医療法人が、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）には、当該会計年度に係る報告の対象外となることに留意すること。なお、医療法人が本要件に該当し報告の必要がない場合には、都道府県知事は、当該医療法人に対して様式3によりその旨の報告を求めるなどの方法により把握されたい。

2 医療法人が報告する事項について（法第69条の2第2項関係）

1により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとする。

- ① 病院に係る報告事項 様式1
- ② 診療所に係る報告事項 様式2

3 医療法人が報告する方法について（法第69条の2第2項関係）

医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。

- ① 医療法人が医療法人経営情報データベースシステム（以下「MCDB」という。）から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、MCDBにアップロードすることにより報告する方法
- ② 医療法人がMCDBにおいて、Web画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法
- ③ ①又は②の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法

なお、MCDBから様式をダウンロードする手順、様式をアップロードする手順及びWeb画面上の様式に直接情報を入力する手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、都道府県用）を参照されたいこと。

4 医療法人が報告する期限について（法第69条の2第2項関係）

医療法人から都道府県知事への報告は、当該医療法人の会計年度終了後3月以内に、行わなければならないこと。

ただし、法第51条第5項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされている医療法人は、会計年度終了後4月以内までに報告しなければならないこととすること。

II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について

1 厚生労働大臣が管理するデータベース（法第69条の2第3項、第69条の3関係）

厚生労働大臣は、医療法人の経営情報等その他の情報をデータベースとして一元管理したうえで、厚生労働大臣から委託を受けた独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が、データベースを活用した分析等を行うこととする。

2 厚生労働大臣が都道府県知事へ提供を求める情報（法第69条の2第4項関係）

1のため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して次の情報の提供を求めることとする。

- ア 事業報告書等
- イ 経営情報等
- ウ その他必要な事項

3 都道府県知事による情報の提供方法（法第69条の2第4項、第5項関係）

都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア MCDB

医療法人がMCDBへのアップロード又はWeb画面上の様式への情報入力により報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ 書面の提出

医療法人が書面により報告を行った場合には、都道府県知事は当該報告を受けた情報（写し）を、事業報告書等（写し）とともに厚生労働省が毎年度指定する宛先へ郵送等により提供すること。

Ⅲ 都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表について（法第69条の2第1項関係）

医療法人に係る経営情報等については、Ⅱの1のとおり、厚生労働大臣がデータベースを一元管理することとした上で、主たる事務所の所在する都道府県と同一の区域内に当該医療法人の開設する病院等の全てが所在するとは限らないことを踏まえ、厚生労働省又は機構（以下「厚生労働省等」という。）において各都道府県の区域内に所在する病院等の情報を毎年度一定時期に分析し、これを都道府県知事に提供することとする。

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況等について医療法人から報告された情報により分析し、その内容を公表するよう努めるものとされているところ、この努力義務の履行に当たっては、都道府県知事は厚生労働省等より提供する情報を活用されたいこと。

Ⅳ 経営情報等の取扱いについて

経営情報等には、医療法人や当該医療法人に所属する特定の個人の権利利益や法人の競争上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報等が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要があり、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではない。

このことを踏まえ、都道府県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意すること。

別紙（法第 69 条の 2 第 2 項の規定による報告事項）

※は、任意記載の項目（科目）とする。

1 病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報

(1) 医療法人を表す番号

- ① 医療法人整理番号 法第 44 条第 1 項の規定により設立認可された医療法人に付された番号
- ② 法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項の規定により法人に指定された番号

(2) 医療機関を表す番号

- ① 病床・外来管理番号 法第 30 条の 13 の病床機能報告対象病院等又は法第 30 条の 18 の 2 の外来機能報告対象病院等に付された番号
- ② 医療機関コード 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 1 項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付された番号
（注）保険医療機関として指定されていない病院等においては、記載不要であること。

(3) 病院等の名称、所在地等

- ① 法人の名称
- ② 病院等の名称
- ③ 役員の数
- ④ 職員の数
- ⑤ 病院等の所在地
- ⑥ 会計期間
- ⑦ 消費税の経理方式
- ⑧ 診療所においては主たる診療科

2 病院等の収益及び費用の内容

(1) 病院の収益及び費用の科目

- ① 医業収益
 - ア 入院診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
 - イ 室料差額収益
 - ウ 外来診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
 - エ その他の医業収益
保健予防活動収益※、運営費補助金収益

- ② 医業費用
 - ア 材料費
医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費
 - イ 給与費
役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費
 - ウ 委託費
給食委託費
 - エ 設備関係費
減価償却費、器機賃借料
 - オ 研究研修費
 - カ 経費
水道光熱費
 - キ 控除対象外消費税等負担額
 - ク 本部費配賦額
- ③ 医業利益（又は医業損失）
- ④ 医業外収益
 - ア 受取利息及び配当金※
 - イ 運営費補助金収益
 - ウ 施設設備補助金収益
- ⑤ 医業外費用
 - ア 支払利息※
- ⑥ 経常利益（又は経常損失）
- ⑦ 臨時収益
 - ア 運営費補助金収益
 - イ 施設設備補助金収益
- ⑧ 臨時費用
- ⑨ 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）
- ⑩ 法人税、住民税及び事業税負担額※
- ⑪ 当期純利益又は、当期純損失

(2) 診療所の収益及び費用の科目

- ① 医業収益
 - ア 入院診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、室料差額収益※、その他の診療収益※
 - イ 外来診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
 - ウ その他の医業収益
保健予防活動収益※、運営費補助金収益

- ② 医業費用
 - ア 材料費
医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費
 - イ 給与費
役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費
 - ウ 委託費
給食委託費※
 - エ 減価償却費
 - オ 器機賃借料
 - カ その他の医業費用
水道光熱費、控除対象外消費税等負担額、本部費配賦額※
- ③ 医業利益（又は医業損失）
- ④ 医業外収益
 - ア 受取利息及び配当金※
 - イ 運営費補助金収益
 - ウ 施設設備補助金収益
- ⑤ 医業外費用
 - ア 支払利息※
- ⑥ 経常利益（又は経常損失）
- ⑦ 臨時収益※
 - ア 運営費補助金収益
 - イ 施設設備補助金収益
- ⑧ 臨時費用※
- ⑨ 税引前当期純利益又は、税引前当期純損失
- ⑩ 法人税、住民税及び事業税負担額※
- ⑪ 当期純利益（又は当期純損失）

3 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

職種別の給与総額及びその人数に係る職種※

- ・ 次の職種ごとの給与総額及びその人数

<職種>

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員）

- ・ 上記の報告に係る対象期間

経営状況に関する情報（病 院）

様式 1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
病院名		役員数(人)		職員数(人)
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

消費税の経理方式 _____ 単位：円

科 目	金 額	備 考
01 医業収益		
01-01 入院診療収益		
01-01-1 保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2 公害等診療収益		任意記載
01-01-3 その他の診療収益		任意記載
01-02 室料差額収益		
01-03 外来診療収益		
01-03-1 保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-03-2 公害等診療収益		任意記載
01-03-3 その他の診療収益		任意記載
01-04 その他の医業収益		
01-04-1 うち保健予防活動収益		任意記載
01-04-2 うち運営費補助金収益		
02 医業費用		
02-01 材料費		
02-01-1 医薬品費		
02-01-2 診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3 給食用材料費		
02-02 給与費		
02-(02)（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1 役員報酬		
02-02-2 給料		
02-02-3 賞与		
02-02-4 賞与引当金繰入額		
02-02-5 退職給付費用		
02-02-6 法定福利費		
02-03 委託費		
02-03-1 うち給食委託費		
02-04 設備関係費		
02-(04)（うち消費税課税対象費用）		
02-04-1 うち減価償却費		
02-04-2 うち器機賃借料		
02-05 研究研修費		
02-(05)（うち消費税課税対象費用）		
02-06 経費		
02-(06)（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1 うち水道光熱費		
02-07 控除対象外消費税等負担額		
02-08 本部費配賦額		
03 医業利益（又は医業損失）		
04 医業外収益		
04-01 うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02 うち運営費補助金収益		
04-03 うち施設設備補助金収益		
05 医業外費用		
05-01 うち支払利息		任意記載
06 経常利益（又は経常損失）		
07 臨時収益		
07-01 うち運営費補助金収益		
07-02 うち施設設備補助金収益		
08 臨時費用		
09 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10 法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11 当期純利益（又は当期純損失）		

※ 1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※ 2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病 院）

様式 1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
病院名			役員数(人)	職員数(人)
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

職 種		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合					②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
		常 勤 職 員		人 数 (人)	非 常 勤 職 員		給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額			給 総	与 額	給 料	賞 与	給料と賞与を区分できない場合	
		給 料	賞 与							
「病床機能報告」報告の有無		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合						
01	医師※									
02	歯科医師※									
03	薬剤師※									
04	看護職員									
04-01	保健師									
04-02	助産師※									
04-03	看護師※									
04-04	准看護師※									
05	その他の医療技術者等									
05-01	診療放射線技師※									
05-02	臨床工学技士※									
05-03	臨床検査技師※									
05-04	リハビリスタッフ									
05-04-1	理学療法士※									
05-04-2	作業療法士※									
05-04-3	視能訓練士									
05-04-4	言語聴覚士※									
05-05	歯科衛生士									
05-06	歯科技工士									
05-07	栄養士等									
05-07-1	管理栄養士※									
05-07-2	栄養士									
05-07-3	調理師									
05-08	社会福祉士									
05-09	精神保健福祉士									
05-10	保育士									
05-11	看護補助者※									
05-12	事務職員									
05-12-1	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員									
05-12-2	医師事務作業補助者									
05-12-3	診療情報管理士									
05-13	その他の職員									

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（診療所）

様式 2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名							
診療所名				役員数(人)		職員数(人)	
診療所所在地	都道府県		市区町村		町域	二次医療圏	

期間（自 _____ 至 _____）

消費税の経理方式	主たる診療科	金額	備考
科 目			
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	室料差額収益		任意記載
01-01-4	その他の診療収益		任意記載
01-02	外来診療収益		
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-02-2	公害等診療収益		任意記載
01-02-3	その他の診療収益		任意記載
01-03	その他の医業収益		
01-03-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費		
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	減価償却費		
02-05	器機賃借料		
02-06	その他の医業費用		
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額		
02-06-3	うち本部費配賦額		任意記載
03	医業利益（又は医業損失）		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）		
07	臨時収益		任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）		

単位：円

※ 1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※ 2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
診療所名			役員数(人)	職員数(人)
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合					②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
職 種	種	常 勤 職 員			非 常 勤 職 員		給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額		人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合	
		給 料	賞 与				給 料	賞 与		
01	医師※									
02	歯科医師※									
03	薬剤師※									
04	看護職員									
04-01	-区分できない のみに記載 の場合	保健師								
04-02		助産師※								
04-03		看護師※								
04-04		准看護師※								
05	その他の医療技術者等									
05-01	-区分できない のみに記載 の場合	診療放射線技師※								
05-02		臨床工学技士※								
05-03		臨床検査技師※								
05-04		リハビリスタッフ								
05-04-1	-区分できない のみに記載 の場合	理学療法士※								
05-04-2		作業療法士※								
05-04-3		視能訓練士								
05-04-4		言語聴覚士※								
05-05	歯科衛生士									
05-06	歯科技工士									
05-07	栄養士等									
05-07-1	-区分できない のみに記載 の場合	管理栄養士※								
05-07-2		栄養士								
05-07-3		調理師								
05-08	社会福祉士									
05-09	精神保健福祉士									
05-10	保育士									
05-11	看護補助者※									
05-12	事務職員									
05-12-1	-区分できない のみに記載 の場合	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員								
05-12-2		医師事務作業補助者								
05-12-3		診療情報管理士								
05-13	その他の職員									

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人
理事長

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法（昭和23年法律第205号）第69条の2第2項に基づく報告の対象外であることを報告します。

記

医療法人整理番号						
法人番号						
病床・外来管理番号						
医療機関コード						
法人名						
病院・診療所名						
病院・診療所所在地	都道府県		市区町村		町域	
会計期間	自			至		

以上

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目	内容
診療材料費・	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額
医療消耗器具備品費	診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	病院で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	病院で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	病院で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	病院で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
設備関係費	減価償却費、器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
研究研修費	研究費、研修費
経費	福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目	内容
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「-」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目	内容
診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	診療所で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	診療所で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	診療所で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	診療所で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
その他の医業費用	材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用 （地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費、研究研修費、福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費、控除対象外消費税等負担額（税抜き経理の場合）、本部費配賦額（本部会計を設けた場合））
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	診療所の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目	内容
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「-」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の診療所の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

職種	内容
医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
看護職員	保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。
助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。
看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
准看護師	准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
その他の医療技術者等	上記に該当しない職員の合計。
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。
臨床検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。
リハビリスタッフ	理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。
理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。
作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。
視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。
	歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。
	歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。
	栄養士等	管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。
	管理栄養士	管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	調理師	調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。
	社会福祉士	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	精神保健福祉士	精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	保育士	保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。
	看護補助者	医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。
	事務職員	事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。
	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員	主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。
	医師事務作業補助者	医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。
	診療情報管理士	診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。

職種	内容
	その他の職員 上記に該当しない職員の合計。